

経済雇用対策のための関係団体等との情報連絡会議次第

1 日時 令和2年4月8日(水)午後3時30分～

2 場所 鳥取県庁災害対策本部室(第二庁舎3階)

3 次第

(1) 知事あいさつ

(2) 国の緊急経済対策の概要

(3) 各団体との意見交換

(4) その他

4 配付資料

配席表・出席者名簿

(資料1) 国の緊急経済対策の概要

(資料2) 新型コロナウイルス感染症事業者等相談窓口における相談状況

(資料3) 新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口の拡充について等
(鳥取労働局)

新型コロナウイルス感染症対策に係る企業向け県支援策について

令和 2 年 4 月 8 日
商 工 労 働 部

新型コロナウイルス感染症の経済的な影響が県内にも拡大していることから、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策を踏まえつつ、県における支援策を以下のとおり実施している。

1 資金繰り支援（制度融資の無利子化）

発動中の地域経済変動対策資金（国際経済変動対策枠（新型肺炎により売上高△5%等の影響、5年間融資利率0.7%、無保証料））について、企業の資金繰りのさらなる支援のため、令和2年2月14日以降（発動日以降）の利子負担を市町村と協調して実質的に無利子化。

[対 象] 売上げ15%以上減少した中小企業者等(国無利子要件は小規模事業者△15%、中規模事業者△20%)

[限度額] 2.8億円（国は、中小企業1億円、個人事業者3,000万円） [期間]3年（国3年）

2 サプライチェーン支援(ソフト・ハード支援)

① サプライチェーンの再構築支援（ソフト支援）

サプライチェーンの再構築を目指す県内企業による調査等の経費について新型コロナウイルス対策の場合「戦略的海外展開構築支援事業費補助金」の上限額拡大（150万円→200万円）。

② サプライチェーンの再構築のための設備投資支援（ハード支援）

新型コロナウイルス対策等として国内回帰、内製化等を行う企業に対して「産業成長応援補助金」の大型投資（一般投資支援）の加算（+5%）対象を拡大する。

3 学校等の臨時休業に伴い影響を受ける個人事業主支援

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等に対応する保護者支援補助金」の創設

個人事業主（フリーランス等）で、業務委託契約等がなく国制度の要件対象外であり、学校休業で休業せざるを得ない個人事業主に対して支援。※同様の国支援（日額4,100円）との併用不可

[対象者] 個人事業主(フリーランス等)で以下の条件を満たす者

- ① 令和2年2月27日以降の学校等の臨時休業によって休業せざるを得ない小学校等の児童の保護者等
- ② 国支援条件（業務委託契約等に基づく業務遂行に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けている等）に当てはまらない者

[助成額] 日額4,100円/人×適用日 [適用日] R2.2.27~3.31の間[小学校等の臨時休業期間]に休業した日

【参考】国助成にて、臨時休校等に伴い、労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給休暇を取得させた企業に対する助成金あり。 [助成内容]休暇中の賃金相当額×10/10(1日1人当たり上限8,330円)

4 誘客支援

宿泊・周遊をとまなう県外からのバスツアー造成に対する支援である「『ぐるっと山陰』誘客促進事業」の支援対象を拡充。

[対 象]バス1台あたり5名以上（←20名以上）のツアー造成を対象。

[補助額]宿泊あり：バス1台あたり60千円×泊数（←30千円）

宿泊なし：バス1台あたり30千円（←15千円）

5 テレワーク促進

「鳥取県テレワーク導入促進補助金」の創設

感染拡大防止、新たな働き方の定着のためテレワーク導入に向けた環境整備に取り組む企業を支援する国助成金事業「時間外労働等改善助成金〈テレワークコース〉」の県内交付決定企業に対して県が上乗せ補助する。

[対象者] 県内に事業所を有する中小企業者のうち、国助成金「時間外労働等改善助成金〈テレワークコース〉」を活用する者。

[補助金額] ①または②のいずれか低い額。

① 国助成金「時間外労働等改善助成金〈テレワークコース〉」の総事業費に6分の1を乗じて得た額

② 300千円

※ 国助成金事業「時間外労働等改善助成金〈テレワークコース〉」

[対象事業主] 新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規導入する中小企業事業主

[助成対象の取組] テレワーク用通信機器の導入・運用等 [実施期間] 令和2年2月17日～5月31日

[支給額] 補助率1/2 一企業当たりの上限額：1,000千円

6 企業の採用活動支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、来春の新卒採用に向けた合同企業説明会等が軒並み中止されたことを踏まえ、県内企業の採用活動について以下のとおり支援を実施する。

① 「新卒採用に係る中小企業情報発信緊急支援事業補助金」の創設

県内中小企業が大手就活サイト活用による情報発信やWEB企業説明会（自社HP掲載含む）の実施に要した経費の一部を補助。

[補助率等] 1/2、上限40万円 [補助対象] 2月20日～6月末に掲載した場合（遡及適用）

② 「新型コロナウイルス感染拡大に伴う就活緊急相談窓口」の設置

就活生やその保護者等を個別にサポート（相談対応）する窓口を（公財）ふるさと鳥取県定住機構に設置（本所、米子、東京、大阪）[期間] 3月12日～（月～金、土日祝日除く）

7 県内3か所で中小企業向けワンストップ相談窓口の共同開設（東中西 各1カ所）

企業の相談に身近なところで迅速かつ的確に対応するため商工団体（商工会議所等）、信用保証協会、県が連携し相談にワンストップで対応できる窓口を共同開設（駐在）した。土日の県庁での相談体制も強化し整備し、きめ細かな支援体制を整備した。

[開設場所] 鳥取、倉吉、米子の各商工会議所ビル内 [期間] 3月13日(金)開設 月～金、土日祝日除く

※休日（土日祝）対応：県庁商工労働部にて電話・面談で対応

緊急経済対策（概要）

【 】は事業規模、（ ）は国補正予算

Ⅰ 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発 【2.5兆円】

① マスク・消毒液等の確保

学校や児童福祉施設等におけるマスク購入等の感染拡大防止に係る支援（792億円）、全世帯を対象とした布製マスクの配布（233億円）

② 検査体制の強化と感染の早期発見

③ 医療提供体制の強化

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）の創設（1,490億円）、人工呼吸器生産のための設備整備事業、ECMOチーム等養成研修事業 等

④ 治療薬・ワクチンの開発促進

⑤ 帰国者等の受入れ体制の強化

⑥ 情報発信の充実

⑦ 感染国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力

⑧ 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備

放課後児童クラブ・放課後等デイサービスへの財政支援、小学校休業等対応助成金・支援金等

Ⅱ 雇用の維持と事業の継続 【80.0兆円】

① 雇用の維持

雇用調整助成金の特例措置の拡大（690億円） 等

② 資金繰り対策

民間金融機関における実質無利子・無担保の融資制度の創設、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の実質無利子化、保証料減免、地域企業再起支援事業等の資金繰り対策（3.8兆円） 等

③ 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援

中小・小規模事業者事業継続給付金（仮称）の創設（2.3兆円）、社会保険料の納付猶予 等

④ 生活に困っている世帯や個人への支援

生活支援臨時給付金（仮称）30万円（4.0兆円）、子育て世帯への臨時特別給付金1万円（1,654億円）、緊急小口資金等の特例貸付、国民健康保険料・介護保険料・国民年金保険料等の減免 等

⑤ 税制措置

納税猶予制度の特例、固定資産税（償却資産等）の軽減措置、自動車税の臨時的軽減の延長 等

Ⅲ 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復 【8.5兆円】

① 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援

Go To キャンペーン事業（仮称）による割引・ポイント・クーポン券等の付与（1.7兆円） 等

② 地域経済の活性化

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の創設（1.0兆円）、チケット払戻を放棄した観客等への寄付金控除の適用、ワーケーションの推進 等

Ⅳ 強靱な経済構造の構築 【15.7兆円】

① サプライチェーン改革

国内投資促進事業費補助金（2,200億円） 等

② 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援

③ リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速

働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）の拡充、GIGAスクール構想の加速（2,292億円）、遠隔健康相談事業体制強化事業、光ファイバ整備の推進 等

④ 公共投資の早期執行

Ⅴ 今後の備え 【1.5兆円】

新型コロナウイルス感染症対策予備費（仮称）の創設（1.5兆円）

1 各種相談窓口における相談件数及び相談内容等（発熱・帰国者・接触者相談センターは除く ※R2.1/30～4/6）

区 分（主な窓口）	主な相談内容・傾向	相談件数
商工団体等 （各商工会議所、日本政策金融 公庫、信用保証協会 等）	・売上減による資金繰り悪化に伴う融資や補助金等 ・資材調達の遅延、休業補償支援等	1,228件
◎各業種別の相談内容		
<製造業> ・自粛ムードによる売上減少（食品） ・3月売上見込みは大幅減少、4月受注見込みも読めない状 況（機械） <卸・小売業> ・公共事業の延期や見直しによる資金繰り悪化（卸売） ・観光客減少により土産品の売上減少（小売） ・イベント等中止に伴う来店客減少や廃棄ロス等による経 営悪化（小売） ・中国経由の商品等の入荷遅延による売上減少（小売） <観光・宿泊> ・従業員の雇用を維持するための助成金の措置（観光） ・雪不足、コロナの影響で宿泊客が減少している（観光） ・宿泊予約のキャンセル等による資金繰りの影響（宿泊）	<サービス業> ・退会員、受講キャンセル増による経営困難（サービス） ・歓送迎会、会合、法事等が連日キャンセル（飲食） ・顧客減少により、今後の固定費の支払を懸念（飲食） ・県外・外国人観光客の大幅減少による売上低迷（飲食） ・イベント中止、工事ストップの影響（警備） <建設・建築> ・建築資材が入らず工事が遅延（建設） ・建材・設備等の供給遅延の工期延長により運転資金が 困難（建築） <運送> ・物流量の減、旅客輸送、予約キャンセル等による資金繰り 悪化（運輸）	
労働関係相談（労働局）	雇用調整助成金関係、保護者の休暇取得支援（助成金）	602件
農林水産団体等 （県農林水産部）	・県内外の量販店での試食宣伝等の販売促進が行えない。（農 業団体） ・住宅着工戸数の減少等により、木材供給が過剰気味となっ ている。（林業者） ・輸出減及びイワシ豊漁による供給過剰に伴い、今後冷蔵施 設の残容量の不足を予想。（漁業団体） ・商談会の中止、観光客の減少による旅館等からの発注や小 売店の来客数の減少により、販売額が前年対比大幅減の事 業者もあり、今後更なる影響を予想（6次化事業者）	103件
生活福祉資金貸付 （各市町村社会福祉協議会）	・個人事業主やフリーランスの方からの相談が多い ・鳥取、米子、倉吉の市部の相談数が多く、町村部は少しずつ 出てきている状況	46件
そのほか相談 （県消費者生活センター）	・マスク購入、転売規制、高額販売等の生活物資の確保 ・旅行、結婚式、飲食費のキャンセル料等の契約の解約 ・新型コロナ関連の電話営業への苦情、厚労省×LINE 健康調 査への信用性 ・中国輸入製品等からの感染の不安 等	50件

2 そのほか県へ寄せられている主な相談等

【観光関係】

- ・3月も宿泊数が前年を下回っているが、それよりも4月の方が心配（3月は前年に比べ4～6割減、4月も前年に比べて7～8割減の見込）、宴会等の減少の影響も大きい（旅館・ホテル）
- ・団体客の減少により、3月の来館者数と売上が前年比5～7割減（土産物店）
- ・観光バス利用数が前年に比べて9割減で、特に一斉休校による修学旅行が壊滅的（観光バス業）
- ・広大な土地と大きな施設を要す宿泊業では、固定資産税が多大な負担となる（旅館・ホテル）

【県税関係】

- ・資金繰りがつかず納税できない（飲食店経営、農業、建設業他）→地方税の納付猶予措置の適用

【教育関係】

- ・収入が減少するため入学料を免除してほしい（県立高校）
- ・給食食材の納品を主事業としており、今後の地方公共団体との契約方針が不安（学校給食調理業者）

鳥取労働局

新型コロナウイルス感染症の影響による 特別労働相談窓口の拡充について

鳥取労働局では、2月14日（金）から新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口を雇用環境・均等室に開設し、解雇、休業、雇用調整助成金等に関する労働相談を行っているところですが、3月23日（月）から以下のとおり特別労働相談窓口を拡充して相談を行っています。

1 雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー

- ◆所在地 鳥取県鳥取市富安2丁目89-9
- ◆電話番号 0857-22-7000
- ◆開設時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）
- ◆相談内容 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業、雇用調整助成金等に関する労働相談
- ◆新型コロナウイルスに関連した特別休暇制度の導入に関する電話相談、企業訪問によるコンサルティング（無料）を実施しています。

2 倉吉労働基準監督署 総合労働相談コーナー

- ◆所在地 鳥取県倉吉市駄経寺町2-15 倉吉地方合同庁舎3階
- ◆電話番号 0858-22-5640
- ◆開設時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）
- ◆相談内容 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業等に関する労働相談

3 米子公共職業安定所 助成金担当部門

- ◆所在地 鳥取県米子市末広町311 イオン米子駅前店4階
- ◆電話番号 0859-33-3911
- ◆開設時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）
- ◆相談内容 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金に関する労働相談

<労働相談以外の相談窓口>

今般の新型コロナウイルス感染症の発生について、厚生労働省の電話相談窓口を設置しております。

- ・電話：0120-565653（フリーダイヤル）
- ・受付時間：午前9時～午後9時（土・日・祝日も実施）



令和2年度 厚生労働省補正予算(案)の概要(抜粋)

追加額 1兆6,371億円
(うち労働保険特別会計 9,101億円)

～補正予算のうち、労働行政関連施策の主要なものを抜粋～

第1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

(1)～(2)略

(3) マスク、消毒用エタノール等の確保など感染拡大防止策

○ 小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援 1,673億円

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く。)を取得させた企業に対する助成金を支給する。

また、同様の理由で委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事をできなくなった場合にも支援する。

(4)～(5)略

第2 雇用の維持と事業の継続

(1) 雇用の維持、就職支援等

○ 雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大 8,330億円

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、4月1日から6月30日まで全国において助成率を引き上げる(中小企業2/3→4/5、大企業1/2→2/3。解雇等を行わない場合は、中小企業9/10、大企業3/4)とともに、非正規雇用の方も含めた支援を実施する。

○ 内定取消者への就職支援、求職者支援訓練の拡充等 156億円

新卒応援ハローワークにおいて、内定取消しにあった学生等への相談、就職あっせん及び事業所への個別求人開拓等の支援を強化する。

また、非正規雇用で働いていた方をはじめとする求職者の就職を支援するため、求職者支援訓練等を拡充する。

ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーター等を拡充・配置し、就職支援を強化するとともに、住居・生活支援に関する窓口を設置し、生活困窮状態に陥る可能性がある方に対する相談等を行う。

○ 特別休暇制度の導入支援 3.2億円

新型コロナウイルス感染症への対応として、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業等に対し助成金により支援する。

新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等について

労働者が安心して働くことができる環境整備のための支援策があります

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全ての労働者が安心して働くことができるように、幅広い支援を行っています。

企業の皆さま、今回ご紹介する各種助成金制度等を是非活用いただき、新型コロナウイルスの影響を受ける労働者の皆様が休みやすい環境整備にご協力をお願いします。

1 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (新たな助成金制度の創設)

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設しました。



※ 年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合でも対象になります。(助成金の詳細) (ただし、労働者本人に説明し、同意を得ていただく必要があります。)

対象事業主	支給額
①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給(※1))の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主。 ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等(※2)に通う子ども ② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども (適用日: 令和2年2月27日~3月31日の間に取得した休暇)	(休暇中に支払った賃金相当額) ×10/10 ※ 1日あたり8,330円を支給上限 ※ 大企業、中小企業ともに同様
※1 年次有給休暇の場合と同様 ※2 小学校等: 小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校(全ての部)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等	

2 雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。先行拡充した特例措置に加え、クーリング期間要件の撤廃、被保険者期間要件の撤廃を行います。また、助成対象となった事業主が感染拡大防止に資するために行う一部従業員の休業や一斉休業も対象となります。



加えて、他地域と比べて感染者が一定数以上かつ集中的に発生し、地方公共団体の長が住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域の事業主に対しては、さらなる特例措置を講じます。

(助成金の詳細)

一般的な場合	宣言を発出して活動の自粛を要請している地域(現時点では北海道)(一定期間内)
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 → 全業種(※2月28日に先行拡充済)	上記の地域に所在する事業主
生産指標要件緩和(3か月10%以上低下 ⇒ 1か月10%以上低下)	生産指標要件 → 満たすものとして扱う
被保険者が対象	被保険者以外の労働者も対象
助成率 2/3(中小)、1/2(大企業)	助成率 4/5(中小)、2/3(大企業)
計画届の事後提出を認める (1月24日~5月31日まで)	
クーリング期間要件の撤廃(前回の支給対象期間満了日から1年経過していなくとも助成等)	
被保険者期間要件の撤廃(新卒採用者など被保険者期間が6か月未満の労働者も助成対象)	

3 時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例

新型コロナウイルスの感染症対策として、テレワークの新規導入や特別休暇の規定整備を行った、中小企業事業主を助成するために、要件を簡素化した特例コースを設けました。
 （事業実施期間：令和2年2月17日～令和2年5月31日）

● 新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース

対象事業主	支給額
新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主 （助成対象の取組） ・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等 ※ 事業実施期間中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること <small>（助成金の詳細）</small>	補助率 1/2 1企業当たりの上限額 100万円

● 職場意識改善特例コース

対象事業主	支給額
新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主 （助成対象の取組） ・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の購入・更新 等 ※ 事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること <small>（助成金の詳細）</small>	補助率 3/4 1企業当たりの上限額 50万円 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

！ 使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、「休業手当」の支払い義務があります。

- 労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の**休業手当（平均賃金の100分の60以上）**を支払う必要があります。不可抗力による休業の場合は、使用者に休業手当の支払義務はありません。
- 具体的には、例えば、海外の取引先が新型コロナウイルス感染症を受け事業を休止したことに伴う事業の休止である場合には、当該取引先への依存の程度、他の代替手段の可能性、事業休止からの期間、使用者としての休業回避のための具体的な努力等を総合的に勘案し、判断する必要があると考えられます。
- 上記「休業手当」の支払い義務は**外国人労働者にも適用**されます。また、1～3の助成金について、労働者である**従業員の国籍は問いません**。

▶ 新型コロナウイルス感染症に関するQ&A（企業の方向け）

- 厚生労働省ホームページでは、労働者を休ませる場合の措置（休業手当、特別休暇など）等について、以下のようなQ&Aを掲載しています。是非ご覧ください。

- Q 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつけばよいのでしょうか。
- Q 労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきですか。
- Q 新型コロナウイルスへの感染が疑われる方について、休業手当の支払いは必要ですか。
- Q 今春から就職が決まっている新卒内定者の内定を取り消したり、入社してすぐに休ませてもいいのでしょうか。

▶ 新型コロナウイルス感染症の影響による「労働相談」について

- 各都道府県労働局に「**特別労働相談窓口**」を設置しております。事業主等からの助成金や休業手当等に関する相談に対応しています。
- 労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設ける際の具体的な手続きについては、**都道府県労働局雇用環境・均等部（室）**にお問い合わせください。

労働者が安心して働くことができる環境整備の取組について、今後も施策の充実を行ってまいります。各施策の詳細に関しては、右記QRコードリンク先の厚生労働省ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

別紙

雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

新型コロナウイルス感染症特例措置	
現行	緊急対応期間
特例以外の場合の雇用調整助成金	(4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なく された事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主 (全業種)
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月5%以上低下)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める
助成率 2/3 (中小) 1/2 (大企業)	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10 (中小)、 3/4 (大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～6月30日まで)
1年のクーリング期間が 必要	同左
6か月以上の被保険者期間 が必要	同左
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左 + 上対象期間
	経済上の理由により、事業活動の縮小を 余儀なくされた事業主 (全業種)
	生産指標要件緩和 (3か月5%以上低下)
	被保険者が対象
	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10 (中小)、 3/4 (大企業))
	やむを得ないと認められる場合は、 事前に提出があったものとみなす
	クーリング期間の撤廃
	被保険者期間要件の撤廃
	3年300日

- 1 上記の拡充にあわせて、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行うこととする
- 2 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を引上げる措置を別途講じる